

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

受取配当等の益金不算入から除外される分配金

Q：受取配当等の益金不算入規定について、一定の分配金が適用除外とされると聞きました。内容を教えてください。

A：一定の証券投資信託の収益の分配金について、益金不算入が認められなくなりました。

【解説】

内国法人から配当等を受けた場合には、受取配当等の額から負債の利子を控除した額の80%相当額（特定株式については全額）が益金不算入となります。

この規定は国内における二重課税の排除を目的としているため、外国法人から受け取った配当金は除外されます。

また、証券投資信託のうち、公社債投資信託のように株式に運用されない収益の分配についても除外されます。

公社債投資信託以外の証券投資信託については、その収益の分配の中には有価証券の売却益なども含まれていることから、概算的に分配金の2分の1相当額が益金不算入の対象とされ、主として外国株式に運用する証券投資信託については、分配金の4分の1が益金不算入の対象とされています。

今回の改正で、75%超を外国証券等で運用できることとされている証券投資信託の収益の分配金については、益金不算入の適用除外となりました。

なお、この改正は、平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

